

D-D

**アグロカネショウ株式会社**

バージョン番号: 1.1

安全データシート - JIS Z 7253 : 2019 準拠

Chemwatch 危険有害性警告コード: 4

発行日: 29/06/2022

印刷日: 29/06/2022

S.GHS.JPN.JA

**セクション1 化学品及び会社情報**
**製品に関する情報**

製品名	D-D
同義語	データ無し
国連輸送名	その他の殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23° C以上60° C以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(部分一致1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D))
他の製品特定手段	データ無し

**推奨用途及び使用上の制限**

推奨用途及び使用上の制限	農業(殺線虫剤)
--------------	----------

**供給者の詳細**

供給者の会社名称	アグロカネショウ株式会社	AGRO-KANESHO CO., LTD.
住所	東京都港区赤坂4-2-19赤坂シャスタースト7F 107-0052 Japan	7F Akasaka Shasta-east, 2-19, Akasaka 4-chome, Minato-ku Tokyo 107-0052 Japan
電話番号	03-5570-4711	+81-3-5570-4711
FAX番号	03-5570-4708	+81-3-5570-4708
ホームページ	<a href="http://www.agrokanesho.co.jp/">http://www.agrokanesho.co.jp/</a>	<a href="http://www.agrokanesho.co.jp/">http://www.agrokanesho.co.jp/</a>
eメール	toiawase@agrokanesho.co.jp	toiawase@agrokanesho.co.jp

**緊急連絡電話番号**

会社名	アグロカネショウ株式会社所沢事業所	AGRO-KANESHO CO., LTD. Tokorozawa office
緊急連絡電話番号	04-2003-7010	+81-4-2003-7010
その他の緊急連絡電話番号	090-1128-3295	+81-90-1128-3295

**セクション2 危険有害性の要約**
**化学物質又は混合物の分類**

分類 <sup>[1]</sup>	引火性液体 区分3, 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A, 急性毒性(経皮) 区分3, 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1, 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2, 水生環境有害性 短期(急性) 区分1, 急性毒性(吸入) 区分3, 皮膚腐食性/刺激性 区分2, 皮膚感受性 区分1, 生殖細胞変異原性 区分2, 水生環境有害性 長期(慢性) 区分1, 急性毒性(経口) 区分3, 発がん性 区分2
凡例:	1. Chemwatchによる分類; 2. 日本 NITE GHS 分類データベースによる分類

**GHSラベル要素**

絵表示:	
注意喚起語	危険

**危険有害性情報**

H226	引火性液体及び蒸気
H319	強い眼刺激
H311	皮膚に接触すると有毒
H370	臓器の障害(呼吸器系)
H373	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ
H331	吸入すると有毒
H315	皮膚刺激
H317	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

H341	遺伝性疾患のおそれの疑い
H410	長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性
H301	飲み込むと有毒
H351	発がんのおそれの疑い

## 注意書き: 安全対策

P201	使用前に取扱説明書を入手すること。
P210	熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
P260	ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
P264	取扱い後は製品が付着した体の部位をよく洗うこと。
P270	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
P271	屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。
P280	保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
P240	容器を接地しアースをとること。
P241	防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/本質安全機器を使用すること。
P242	火花を発生させない工具を使用すること。
P243	静電気放電に対する措置を講ずること。
P273	環境への放出を避けること。
P272	汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

## 注意書き: 応急措置

P301+P310	飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。
P308+P311	ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
P330	口をすすぐこと。
P370+P378	火災の場合: 消火するために耐アルコール性泡消火薬剤又はたん白泡消火薬剤を使用すること。
P302+P352	皮膚に付着した場合: 多量の水で洗うこと。
P305+P351+P338	眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P304+P340	吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P333+P313	皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診察/手当てを受けること。
P337+P313	眼の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。
P361+P364	汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
P391	漏出物を回収すること。
P303+P361+P353	皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと。

## 注意書き: 保管(貯蔵)

P403+P235	換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
P405	施錠して保管すること。

## 注意書き: 廃棄

P501	内容物/容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って、認可を受けた有害又は特別廃棄物処理場に廃棄すること。
------	--

該当しない

## セクション3 組成および成分情報

## 物質

混合物の組成については、以下のセクションを参照してください

## 混合物

CAS番号	%[重量]	名称	官報公示整理番号		ナノフォーム粒子特性
			化審法	安衛法	
542-75-6	>97; 98.5 (平均値)	1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D)	2-125	2-(13)-29	データ無し
<b>凡例:</b>		[e] 内分泌かく乱作用をもつと認められている物質			

## セクション4 応急措置

## 必要な応急措置の説明

眼に入った場合	<p>眼に入った場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 直ちにまぶたを指でよく開いて流水で眼を洗浄すること。</li> <li>▶ 洗眼は、眼球、瞼の隅々まで水がよく行き渡るように行うこと。</li> <li>▶ 中毒情報センターまたは医師からの停止の指示があるまで、または少なくとも15分間は水洗いを継続すること。</li> <li>▶ 直ちに病院または医師のもとへ搬送すること。</li> <li>▶ 眼に損傷がある場合、コンタクトレンズの取り外しは、専門家に任せること。</li> </ul>
---------	--

皮膚に付着した場合	<p>皮膚または毛髪に接触した場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 速やかに、清潔な乾いた布で、物質を皮膚から優しく拭き取る。</li> <li>▶ 速やかに、汚染された履物を含む衣類すべてを脱ぐ。</li> <li>▶ 流水で皮膚および毛髪を洗浄すること。医師からの停止の指示があるまで洗い続ける。</li> <li>▶ 病院または医師のもとへ搬送すること。</li> </ul>
吸入した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ガスや燃焼生成物を吸入した場合、汚染区域から退去すること。</li> <li>▶ 患者を寝かせ、体を温めて安静を保つこと。</li> <li>▶ 義歯等の装具は気道を塞ぐおそれがあるため、可能であれば応急措置を施す前に取り外すこと。</li> <li>▶ 呼吸が停止している場合は、デマンドバルブ式人工蘇生器、バッグバルブマスク、ポケットマスクなどを使用して人工呼吸を行うこと。必要に応じて心肺蘇生を行うこと。</li> <li>▶ 病院または医師のもとへ速やかに搬送すること。</li> </ul>
飲み込んだ場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 牛乳あるいは油を与えないこと。</li> <li>▶ アルコールを与えないこと。</li> <li>▶ 飲み込んだ場合、可能であれば直ちに医師の手当てを受けること。</li> <li>▶ 応急措置について、医師に相談すること。</li> <li>▶ 緊急入院治療が必要な場合が多い。</li> <li>▶ それまでの間は、患者の経過観察を行い、患者の状態に合わせて支持療法を行うなど、応急措置有資格者による手当てを施すこと。</li> <li>▶ 医療責任者または医師が即座に治療を開始できる場合、患者を搬送し、SDSのコピーを提供すること。さらなる治療に関しては、専門医が責任を持って行うこと。</li> <li>▶ 作業場またはその周囲で医師の手当てが受けられない場合、SDSとともに患者を病院に搬送すること。</li> </ul> <p><b>直ちに医師の手当てが受けられない場合、患者が病院から15分以上離れた場所にいる場合、または特別な指示がない場合:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>患者の意識がある場合に限り</b>、咽喉の奥へ指を入れて嘔吐させること。気道の確保および誤嚥防止のため、患者を前傾あるいは左側臥位にし、可能であれば頭を下にした状態を保つこと。</li> </ul> <p>注記: 物理的手段により嘔吐させる場合は、保護手袋を着用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自発的に嘔吐した場合または嘔吐しない場合、患者の頭部を下向きにして腰より低い位置に保ち、吐瀉物の誤嚥を避けること。</li> </ul>

### 医師に対する特別な注意事項

嘔吐中に誤嚥した(吐瀉物中の)物質により、肺障害を引き起こすことがある。従って、機械的または薬理的に嘔吐させてはならない。胃内容物を除去する必要があると考えられる場合には、気管内挿管後の胃洗浄を含む機械的法的を用いること。経口摂取後に自発的に嘔吐した場合、肺への誤嚥による影響は最長で48時間後に見られることもあるため、呼吸困難の徴候も含めについて患者の経過観察を行うこと。

対症療法を行うこと。

フロノ／ハロンによる毒性が生じた場合:

#### A: 応急処置および支持療法

- ▶ 気道を確保し、必要であれば換気の補助をすること。
- ▶ 意識障害および不整脈が生じた場合は処置を施すこと。心室性不整脈を促進する恐れのあるエピネフリン(アドレナリン)または他の交感神経興奮性アミンの使用を避けること。心筋感作増加による頻脈性不整脈には、プロプラノロール(1~2mg注射、または毎分エスモロール25~100µg/kg注射)投与が有効な場合がある。
- ▶ 心電図で4~6時間監視すること。

#### B: 有効な薬剤および解毒剤:

- ▶ 特に特定されている解毒剤はない。

#### C: 除染方法

- ▶ 吸入: 汚染現場から退去させ、酸素がある場合は酸素補給させること。
- ▶ 経口摂取: (a) 病院への搬送前: 活性炭がある場合は、それを投与すること。体内吸収が早く、中枢神経系を抑制する危険性があるため、**嘔吐を誘発しないこと**。(b) 病院への搬送後: 有効性は知られていないが、活性炭を投与すること。大量に摂取した場合および摂取してから30分以上経過していない場合に限り、胃洗浄を行なうこと。

#### D: 排泄促進:

- ▶ 利尿、血液透析、血液灌流または活性炭の反復投与の有効性を示す研究データはない。
- ▶ "POISONING and DRUG OVERDOSE, Californian Poison Control System Ed. Kent R Olson; 3rd Edition"
- ▶ 交感神経興奮様薬は、心筋の被刺激性を増進させる危険性があるため、絶対に必要でない限り使用を控えること。
- ▶ 解毒剤の指定は特でない。
- ▶ 誤嚥により急速な肺吸収および全身性の障害が生じることがあるため、嘔吐を誘発するか否かの判断は、医師に任せること。
- ▶ 洗浄する際は、器官および/または食道の管理も行うことを推奨すること。
- ▶ 胃を空にする際、誤嚥による毒物の体内吸収を考慮する必要がある。
- ▶ 患者の症状に応じた医師の判断をもとに治療すること。

毒物(特別な治療体制が整っていない場合):

#### 基本的治療

- ▶ 必要であれば吸引し、気道を確保すること。
- ▶ 呼吸不全の兆候に注意し、必要であれば換気の補助をすること。
- ▶ 非再呼吸マスクで毎分10~15リットルの酸素を与えること。
- ▶ 肺水腫の有無を観察し、必要であれば治療を施すこと。
- ▶ ショック症状を観察し、必要であれば治療を施すこと。
- ▶ 発作に備えること。
- ▶ **吐剤を使用しないこと**。飲み込んだ可能性がある場合には口内をすすぎ、飲み込むことができ、咽頭反射が強く、垂涎のない患者に対しては、200ml以下の水(5ml/kgが推奨される)を与え希釈する。

#### 高度な治療

- ▶ 意識のない患者の気道確保に際して、または呼吸が停止した場合、経口または経鼻気管内挿管を検討すること。
- ▶ バッグバルブマスクを使用した陽圧換気が有用なことがある。
- ▶ 不整脈を観察し、必要であれば治療を施すこと。
- ▶ 5%ブドウ糖輸液を開始できるように静脈ラインを確保すること。循環血流量不足の兆候が見られる場合には、乳酸リンゲル液を使用すること。過剰輸液が合併症を引き起こすことがある。
- ▶ 肺水腫に対しては、薬物治療を検討すること。
- ▶ 循環血流量不足の兆候を伴う低血圧が見られる場合には、注意深く液体を投与すること。過剰輸液が合併症を引き起こすことがある。
- ▶ ジアゼパムを用いて発作を治療すること。
- ▶ 眼洗浄の補助には塩酸プロバラカインを使用すること。

BRONSTEIN, A.C. and CURRANCE, P.L.

EMERGENCY CARE FOR HAZARDOUS MATERIALS EXPOSURE: 2nd Ed. 1994

## セクション5 火災時の措置

**消火剤**

- ▶ 泡沫
- ▶ 乾燥化学粉末
- ▶ BCF (規制されていない場合)
- ▶ 二酸化炭素
- ▶ 水スプレーまたは霧 - 大規模火災時のみ

**特有の危険有害性**

<b>火災の際に避けるべき条件</b>	発火する危険性があるため、硝酸塩、酸化性酸、塩素系漂白剤、プール用塩素などの酸化剤による汚染を避けること。
---------------------	---

**消火活動に関する情報**

<b>特有の消火方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消防隊に警告して、彼らに危険の位置と性質を伝える。</li> <li>▶ 激しくまたは爆発的に反応するかもしれない。</li> <li>▶ 呼吸装置を備えた全身防護服を着用する。</li> <li>▶ 利用可能な任意の手段により、流出物が排水管または水路に入るのを防ぐ。</li> <li>▶ 避難を考慮する(または適所に保護する)。</li> <li>▶ 安全な場合は、蒸気火災の危険が排除されるまで、電気機器のスイッチを切る。</li> <li>▶ 火災をコントロールし、隣接した地域を冷却するために、送られた水を微細噴霧として利用する。</li> <li>▶ 液体のプール上に水をスプレーしないようにする。</li> <li>▶ 熱いと思われる容器に接近しない。</li> <li>▶ 火災に暴露した容器を保護された場所から水スプレーで冷却する。</li> <li>▶ 安全にできるなら、火災の経路から容器を取り除く。</li> <li>▶ 設備は、使用の後、完全に浄化せねばならない。</li> </ul>
<b>火災及び爆発の危険性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 液体および蒸気は引火性を有する。</li> <li>▶ 熱または炎へのばく露により、中程度の火災危険性を生じる。</li> <li>▶ 蒸気は、空気と混合し爆発性混合物を生成する。</li> <li>▶ 熱または炎へのばく露により、中程度の爆発危険性を生じる。</li> <li>▶ 蒸気は相対的な距離を移動し発火源に到達することがある。</li> <li>▶ 加熱により、容器の激しい破裂を伴う膨張や分解が生じることがある。</li> <li>▶ 燃焼時に分解し、一酸化炭素 (CO) の毒性ガスを発生することがある。</li> </ul> 燃焼生成物: 二酸化炭素 (CO2) 一酸化炭素 (CO) 塩化水素 ホスゲン 有機物の燃焼特有の、その他の熱分解生成物 有毒ガスを放出することがある。

**セクション6 漏出時の措置****人体に対する注意事項, 保護具及び緊急時措置**

セクション 8 参照

**環境に対する注意事項**

セクション 12 参照

**封じ込め及び浄化の方法及び機材**

<b>小規模漏出の場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全ての発火源を除去すること。</li> <li>▶ 直ちに全ての漏出物を除去すること。</li> <li>▶ 蒸気の吸入、皮膚および目との接触を避けること。</li> <li>▶ 保護具を着用し、人体への接触を抑制すること。</li> <li>▶ パーミキュライトまたは他の吸収剤を用いて少量の漏出物を吸収し、流出を防ぐこと。</li> <li>▶ 拭き取ること。</li> <li>▶ 引火性廃棄物用の容器に残留物を回収すること。</li> </ul>
<b>大規模漏出の場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 現場から人員を退去させ、風上へ移動させること。</li> <li><input type="checkbox"/> 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。</li> <li><input type="checkbox"/> 激しくまたは爆発的に反応することがある。</li> <li><input type="checkbox"/> 呼吸装置を備えた全身防護衣を着用すること。</li> <li><input type="checkbox"/> あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 避難を検討(またはその場所での安全性を確保すること)。</li> <li><input type="checkbox"/> 禁煙。裸火または発火源の使用禁止。</li> <li><input type="checkbox"/> 換気を増やすこと。安全に対処できる場合、漏えいを阻止すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 蒸気を拡散/吸収するために、水スプレーまたは霧水を使用してもよい。</li> <li><input type="checkbox"/> 砂、土、またはパーミキュライトを用いて漏出物を吸収または漏えいを阻止すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 火花を発生しないシャベルおよび防爆機器のみ使用すること。</li> <li><input type="checkbox"/> リサイクル用の表示がなされた容器へ再利用可能な製品を回収すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 固体残留物を回収し、廃棄用の表示がなされたドラム缶に入れ密封すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場を洗浄し、排水路への流入を防ぐこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 洗浄作業終了後、保護衣および保護具を保管または再使用する前に、除染および洗浄すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 排水路または水路の汚染が生じた場合、救急隊に報告すること。</li> </ul>

個人用保護具に関する情報については、SDSのセクション8をご参照ください。

**セクション7 取扱い及び保管上の注意****安全な取扱いのための予防措置**

<p><b>安全取扱注意事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 吸入を含む、人体へのあらゆるばく露を避けること。</li> <li>▶ ばく露の可能性がある場合は、保護衣を着用すること。</li> <li>▶ 換気の良い場所で使用すること。</li> <li>▶ 窪地および排水ためでの濃縮を避けること。</li> <li>▶ 閉所に入る際は、必ず事前に大気検査を行うこと。</li> <li>▶ 人体、食品、食器、料理器具との接触を絶対に避けること。</li> <li>▶ 混触危険物質との接触を避けること。</li> <li>▶ この製品を使用するときには、飲食又は喫煙をしないこと。</li> <li>▶ 使用時以外は、容器を完全に密封して保管すること。</li> <li>▶ 容器の物理的破損を避けること。</li> <li>▶ 取り扱い後は、石鹸と水を用いて必ず手を洗うこと。</li> <li>▶ 使用した作業着は、他のものと分けて洗濯すること。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。</li> <li>▶ 職業労働規範に従うこと。</li> <li>▶ 保存および取り扱いに関する製造者の指示に従うこと。</li> <li>▶ 作業環境の安全性を維持するため、空気中の濃度をばく露限度以下に保ち、作業環境を定期的にモニタリングすること。</li> <li>▶ 容器は、空であっても爆発性蒸気を含んでいることがある。</li> <li>▶ 切断、開穴、研磨、溶接等の作業、またそれに類似した作業を、容器上または容器の近くで行ってはならない。</li> </ul>
<p><b>他の情報</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 認定された引火性液体保管場所に保管すること。</li> <li>▶ 禁煙。裸火、熱源または発火源となるものの使用禁止。</li> <li>▶ 容器を完全に密封して保管すること。</li> <li>▶ 換気の良い冷乾所に混触危険物質から隔離して保管すること。</li> <li>▶ 容器の物理的損傷を避け、漏れがないか定期的に確認すること。</li> <li>▶ 保管場所には明確な表示および十分な照明を設け、障害物を取り除き、責任者および関係者以外の立ち入りを禁ずること。十分なセキュリティを設け、関係者以外の立ち入りを厳重に取り締まること。</li> <li>▶ 適切に接地および設計された認証済み容器に保管し、混触危険物質から隔離して保管すること。</li> <li>▶ 引火性物質の保管に関する適切な規則に従い、貯蔵タンク、コンテナ、配管、建物、部屋、キャビネットなどのそれぞれの保管場所に最低の保管距離を置いて許容量を保管すること。</li> <li>▶ 火花を発生しない換気システム、認証を受けた防爆機器、および本質的に安全な該電気システムを使用すること。</li> <li>▶ 保管場所に適切な消化器具(消火器-ドライケミカル、泡または一酸化炭素)および可燃性ガス検知器が設置されていること。</li> <li>▶ 漏れおよび流出のための吸着剤が装備されていること。</li> <li>▶ 大量に保管する場合は、フローティングルーフまたは窒素ブランケットング(ガスシール)を使用すること。大気との換気が可能な場合、貯蔵タンクの通気孔に火災防止器を設置すること。冬場は、通気孔に蒸気/氷が蓄積していないか点検すること。貯蔵タンクは地上より高く設置し、貯蔵物が全てせき止められる堤防が築かれていること。</li> <li>▶ 保存および取り扱いに関する製造者の指示に従うこと。</li> </ul>

#### 混触危険性を含む、安全な保管条件

<p><b>適切な保管条件</b></p>	<p>アルミニウムまたはメッキした容器を使用しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ライナー付金属缶、ライナー付金属ペール缶</li> <li>▶ プラスチック製ペール缶</li> <li>▶ ポリライナー付ドラム缶</li> <li>▶ 製造者が推奨する容器を使用すること。</li> <li>▶ すべての容器に明確なラベルが貼り付けられていることおよび漏れがないことを確認すること。</li> </ul> <p>低粘度製品の場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ドラム缶・ジェリー缶は、上部が取り外し不可のタイプであること。</li> <li>▶ 内装容器として使用する缶は、ネジ式(ネジで開閉するタイプ)であること。</li> </ul> <p>粘度が最低2680cSt.(23° C)の製品および固体(15° C ~40° C)の場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 上部が取り外し可能であること</li> <li>▶ フリクションクロージャック</li> <li>▶ 低圧チューブ・カートリッジを使用すること</li> </ul> <p>内装容器がガラス素材である複合容器を使用する場合、内装容器と外装容器の間に十分な厚さの緩衝材を使用すること*。</p> <p>また、ガラス素材の内装容器に容器等級1および2の液体を入れる場合、外装容器が内装容器の形状に合わせて成形されているプラスチックボックスで、内容物と混触危険性のない素材を使用している場合を除き、漏出物吸収用の十分な量の吸収剤を使用すること*。</p> <p>吸入毒性基準に基づき包装等級IまたはIIIに分類されている物質については、その内部容器および単独容器を密封すること。</p>
<p><b>避けるべき保管条件</b></p>	<p>酸との接触により、有毒なヒュームを生成する ハロアルケンは高度に反応性である。より軽く置換された低級メンバーのいくつかは高度に可燃性である。グループの多くのメンバーが過酸化可能および重合可能である。</p> <p>BREITHERICK L.: Handbook of Reactive Chemical Hazards</p>

#### セクション8 ばく露防止及び保護措置

##### 管理パラメーター

###### 許容濃度(OEL)

###### 成分に関する情報

データ無し

###### 緊急ばく露限度

成分	TEEL-1	TEEL-2	TEEL-3
1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D)	3 ppm	19 ppm	120 ppm

成分	オリジナルIDLH	改訂IDLH
1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D)	データ無し	データ無し

##### 職業暴露バンディング

成分	職業暴露バンド評価	職業暴露帯域制限

成分	職業暴露バンド評価	職業暴露帯域制限
1, 3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	E	≤ 0.1 ppm
注記:	職業暴露バンドリングは、化学物質の効力および曝露に関連する有害な健康上の結果に基づいて、特定のカテゴリまたはバンドに化学物質を割り当てるプロセスです。このプロセスの出力は、労働者の健康を守ることが期待される露光濃度の範囲に対応する職業暴露バンド(OEB)、です。	

## ばく露管理

適切な工学的管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ヒトへの発がん性が認められた物質に暴露する作業員は、雇用者の指示の元で作業し、規制区域内で作業を行うこと。</li> <li>▶ 「グローブボックス」等の隔離システム内で作業を行うこと。作業完了時および隔離システム外での作業開始前に、手と腕を洗うこと。</li> <li>▶ 規制区域内では、発がん性物質を密封された容器に入れて保管するか、クローズドシステム(導管システムを含む)に、全てのサンプリングポートや開口部を閉めて封入しておくこと。</li> <li>▶ 開放システムの使用禁止。</li> <li>▶ 局所連続排気装置を各作業場に設置し、常に通常の作業場から規制区域内の作業場への気流を確保する。</li> <li>▶ 規制区域、規制区域外または外部環境に、汚染除去前の排気を放出してはならない。局所排気装置の正常な動作を維持するため、清潔な補給空気を十分に取り入れること。</li> <li>▶ 保守点検および除染作業に際し、現場への立ち入りを許可された作業員は、手袋、ブーツおよび断続空気供給フードを含む、不浸透性の清潔な衣類を着用しなければならない。保護服を脱ぐ前に除染を受け、衣類およびフードを脱いだ後にシャワーを浴びること。</li> <li>▶ 屋外システムを除き、規制区域は規制区域外に対して陰圧を保つこと。</li> <li>▶ 局所排気装置には、置換された空気と等量の空気を補給すること。</li> <li>▶ 前面風速が平均150 feet/min(最低でも125 feet/min)となり、空気が内部に流入するよう、研究所のフードを設計し保守点検すること。フューム用換気フードの設計および構造は、作業員の手と腕以外の身体の一部が入らないようなものとする。</li> </ul>
個人保護措置	
眼/顔面の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ サイドシールド付きの保護メガネ。</li> <li>▶ ケミカルゴーグル。</li> <li>▶ コンタクトレンズの使用は、特殊な危険有害性を引き起こすことがある。ソフトコンタクトレンズは、刺激物を吸収・濃縮することがある。レンズの装用および使用制限を明記した方針文書を作成し作業の種類または場所ごとに作成しておくこと。当該文書には、レンズによる使用化学物質群の吸収および吸着に関する評価結果、および障害例の記録等を掲載すること。医療関係者や救急隊員はレンズの取り外しについての訓練を受け、同時に適切な器具を速やかに使用できるよう準備しておくべきである。化学物質へのばく露時には、直ちに洗眼し、速やかにレンズを取り外すこと。眼の発赤または刺激の初期兆候が見られる場合には、レンズを取り外すこと。レンズの取り外しは、清潔な環境において、手をよく洗ってから行なうべきである。[ODC NIOSH Current Intelligence Bulletin 59], [AS/NZS 1336 またはその他の国家規格]</li> </ul>
皮膚の保護	以下の手の保護具を参照してください。
手/足の保護	<p>注記:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人によっては何らかの皮膚刺激を生じることがある。手袋および他の保護具を脱ぐ際には、あらゆる皮膚接触を避けるよう細心の注意を払うこと。</li> <li>▶ 靴・ベルト・時計バンドなどの革製品に汚染物が付着した際は、脱ぎ捨て(または取り外し)廃棄すること。</li> </ul> プチルゴム手袋
身体の保護	以下の他の保護具を参照してください。
他の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 保護クリームの上にポリエチレン製手袋</li> </ul> ヒトへの発がん性が認められた物質が置かれている場所での一日の作業終了後、作業員は、部屋を退出する前に出口付近にて着用している保護衣および保護具を取り外し、除染または廃棄用に不浸透性容器に入れること。不浸透性容器の内容物が確認できるよう適切なラベルを表示すること。点検および除染作業を行う際、現場への立ち入りを許可された作業員は、清潔で不浸透性のある保護衣、手袋、長靴、および吸気口付き外気フードを着用すること。作業終了後は、保護衣を脱ぐ前に除染を行い、衣類およびフード脱衣後にシャワーを浴びること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プラスチック製の個人用保護具(手袋、エプロン、靴カバーなど)の中には、静電気を発生する可能性のあるものがあるため、使用が推奨されないものもある。</li> <li>▶ 大規模または継続的に使用する場合、布目の詰まった静電気を発生しない保護衣(金属製ファスナー、カフまたはポケットを使用していないもの)および火花を発生しない安全靴を着用すること。</li> </ul>

## セクション9 物理的及び化学的性質

## 物理的および化学的性質に関する基本情報

外観	淡黄色透明		
物理状態	液体	相対密度(水 = 1)	1.220
臭い	データ無し	n-オクタノール/水分配係数	データ無し
嗅覚閾値	データ無し	自然発火点(°C)	データ無し
pH	データ無し	分解温度(°C)	データ無し
融点/凝固点(°C)	<-50	動粘性率(cSt)	データ無し
沸点/初留点/沸点範囲(°C)	データ無し	モル質量(g/mol)	データ無し
引火点(°C)	27.5	味	データ無し
蒸発速度	データ無し	爆発性	データ無し

可燃性	引火性が高い。	酸化特性	データ無し
爆発上限界 (%)	14.5	表面張力 (dyn/cm or mN/m)	データ無し
爆発下限界 (%)	5.3	揮発性成分 (%vol)	データ無し
蒸気圧 (kPa)	データ無し	ガスグループ	データ無し
溶解度	易溶	pH (溶液) (データ無し%)	データ無し
相対ガス密度 (空気 = 1)	3.8	VOC (g/L)	データ無し
ナノフォーム溶解度	データ無し	ナノフォーム粒子特性	データ無し
粒子サイズ	データ無し		

## セクション10 安定性及び反応性

反応性	セクション 7 参照
化学的安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 混触危険性物質が存在する。</li> <li>▶ 製品は安定していると考えられる。</li> <li>▶ 危険な重合反応は起こらないと考えられる。</li> </ul>
危険有害反応可能性	セクション 7 参照
避けるべき条件	セクション 7 参照
混触危険物質	セクション 7 参照
危険有害な分解生成物	セクション 5 参照

## セクション11 有害性情報

## 毒物学的影響に関する情報

吸入した場合	(動物モデルを用いているEC指令の分類によると) 吸入により健康被害を引き起こすとは考えられていない。しかしながら、吸入以外の方法でばく露された場合、全身性の健康被害が動物実験で確認されているため、適正衛生規範(GHP)に従い、ばく露を最小限に抑え、作業環境下では、適切な保護手袋を使用する必要がある。 呼吸器刺激性を引き起こす可能性がある。このような刺激性に対する身体反応により、深刻な肺障害を引き起こす可能性がある。 高温では吸入による危険性が高まる。
飲み込んだ場合	液体を飲み込んだ場合、化学性肺炎を伴う肺への誤嚥が生じることがある。これは、深刻な健康障害をもたらす危険性がある。(ICSC13733) 偶発的事故により経口摂取した場合、有毒な作用を引き起こすことがある。動物実験によると、40g未満の摂取は致命傷または身体に深刻な悪影響を及ぼす可能性があることが確認されている。
皮膚に付着した場合	皮膚に接触した場合、皮膚炎を引き起こす可能性がある。 皮膚への単回接触により、深刻かつ不可逆的な臓器障害を引き起こす可能性を示唆する、有力な証拠が存在する。  皮膚疾患がある場合、症状を悪化させることがある。 開放創、擦り傷または炎症がある場合は、皮膚への接触を避けること。 切創、擦り傷または病変部などを通じて血流に侵入すると、悪影響を及ぼす全身性疾患を引き起こすことがある。使用前に皮膚を検査し、あらゆる外傷を適切に保護しておくこと。 非イオン界面活性剤は、角膜を麻痺させることがあり、そのため他の物質による不快感に気付くことができず、角膜損傷を引き起こすことがある。刺激の程度は、ばく露期間および界面活性剤の性質と濃度に左右される。
眼に入った場合	本物質が、相当数の人の眼に刺激を引き起こす可能性、および/または実験動物への点眼後、24時間以上も見られる重大な眼病変を生じる可能性があることを示唆する証拠がある、またはこれらのことが実際の経験により予見される。 反復または長期的な眼との接触により、結膜の一時的な発赤(風傷に似ている)(結膜炎)を特徴とする炎症を引き起こすことがある; 一時的な視覚障害や他の一時的な眼障害/潰瘍が発生することがある。 イソプロパノール蒸気は、濃度400ppmになると目に刺激を与えることがある。目に飛散すると、深刻な眼刺激を引き起こし、場合によっては角膜火傷および眼障害を招くことがある。目に入ると、流涙または視界障害を引き起こすことがある。
慢性毒性	反復または長期の職業ばく露により、臓器または生化学的システムの累積的健康影響を引き起こすことがある。 呼吸刺激物への長期ばく露により、呼吸困難および全身性の疾患を伴う気道疾患を引き起こすことがある。 本製品が目に入ると、人によっては、24時間またはそれ以上、眼刺激および眼障害が続くことがある。発赤を伴う中程度の炎症が生じることがある。長期ばく露により、結膜炎を生じることがある。 人によっては、皮膚に付着することにより、感受性反応を生じる可能性が高くなると考えられる。 ヒトに対して発がん性があると考えるに足る、実験やその他の情報に基づく十分な証拠がある。

D-D	<b>毒性</b>	<b>刺激性</b>
	経口(ラット) LD50: 224 mg/kg <sup>[2]</sup>	データ無し
	経皮(げっ歯類)LD50: 333 mg/kg <sup>[2]</sup>	

1, 3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	毒性	刺激性
	吸入(ラット) LC50: 2.7-3.07 mg/l4h <sup>[2]</sup>	データ無し
	経口(ラット) LD50: 57 mg/kg <sup>[2]</sup>	
	経皮(ウサギ)LD50: 504 mg/kg <sup>[2]</sup>	

**凡例:** 1. 欧州ECHA登録物質 - 急性毒性 - から得られた値。2. \*の値は製造者のSDSから得られた値。特に注記のないデータはRTECSから抽出した値。

D-D	ばく露により、変異原性を有する不可逆的影響が生じる可能性があることが、in vitro試験および動物実験により明らかになっている。
1, 3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	警告:IARCにより、グループ2B「ヒトに対して発がん性がある可能性がある」物質に分類される。
D-D & 1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D)	物質へのばく露後、喘息に似た症状が数ヶ月ないし数年にわたり続くことがある。これは、高濃度の高刺激性物質へのばく露後に発症することがある。反応性気道機能不全症候群(RADS)として知られる非アレルギー性疾患による可能性がある。RADSを診断するための主な基準には、非アトピー性の個人に気道疾患の病歴がなく、刺激性物質へのばく露が確認されてから数分から数時間以内に持続性喘息様症状が突然発症することが挙げられる。RADSを診断するための他の基準には、肺機能検査での可逆性の気道閉塞、メタコリン負荷試験での中等度から重度の気管支過敏性、および好酸球増多症を伴わない最小限のリンパ球性炎症の欠如が挙げられる。刺激性物質の吸入によって引き起こされるRADS(または喘息)は、刺激性物質の濃度およびばく露時間と関連を持つ稀な疾患である。一方、産業性気管支炎は、高濃度の刺激性物質(主に粒子)へのばく露が原因で起こる疾患であるが、ばく露停止後は、完全に可逆的である。特徴的な症状として、呼吸困難、咳、粘液産生が挙げられる。 以下の情報は、グループとしての接触アレルゲンに関するものであり、この製品に固有のものではない場合がある。 アレルギー性物質に接触することで、接触湿疹(まれに、じんましん、またはクインケ浮腫)が即座に発症する。接触湿疹の発症は、遅延型の細胞媒介(Tリンパ球)免疫反応を伴う。接触じんましんなどの他のアレルギー性皮膚反応は、抗体媒介免疫反応を伴う。接触性アレルゲンの深刻さは、物質が潜在的に有する感作性によって特定されるだけでなく、接触した部位および接触頻度なども重要な要因となる。広く使用されている弱感作性物質は、少数のみばく露する強感作性物質よりも、重大なアレルギー性物質であると考えられている。臨床的に判断し、被験者の1%以上にアレルギー性反応が診られた場合、その物質は要注意物質とみなされる。

急性毒性	✓	発がん性	✓
皮膚腐食性/刺激性	✓	生殖毒性	✗
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	✓	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	✓
呼吸器感作性又は皮膚感作性	✓	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	✓
生殖細胞変異原性	✓	誤えん有害性	✗

**凡例:** ✗ - データ利用不可または、区分に該当しない  
✓ - 分類済み

#### 内分泌かく乱特性

データ無し

### セクション12 環境影響情報

#### 生態毒性

D-D	エンドポイント	試験期間(時間)	種	値	出典
	LC50	96	魚Cyprinusカルピオ(共通の鯉)	0.79mg/L	8

1, 3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	エンドポイント	試験期間(時間)	種	値	出典
	EC50(ECx)	48h	藻類または他の水生植物	0.024-8.817mg/L	4
	BCF	1008h	魚	<7.7	7
	EC50	72h	藻類または他の水生植物	0.755-4.313mg/L	4
	EC50	48h	甲殻類	0.09mg/l	1
	EC50	96h	藻類または他の水生植物	0.467-4.9mg/L	4
	LC50	96h	魚	0.683-1.318mg/L	4

**凡例:** 1. IUCLID毒性データ 2. 欧州ECHA登録物質 - 生態毒性情報 - 水生毒性 4. 米国環境保護庁, Ecotoxデータベース - 水生毒性データ 5. ECETOC水生環境有害性評価データ 6. NITE(日本) - 生物濃縮性データ 7. METI(日本) - 生物濃縮性データ 8. ベンダーデータ から抽出

水性生物に対して非常に有毒であり、水生環境中で長期にわたり悪影響を及ぼすことがある。  
表層水や平均高水位線以下の潮間帯域への流入を阻止すること。設備の洗浄もしくは設備の洗浄水の処理に際して、水域を汚染しないこと。

製品の使用により生じた廃棄物は、現場もしくは許可を受けた廃棄物処理場において処理すること。  
下水道または水路に排出しないこと。

#### 残留性・分解性

成分	残留性: 水域/土壌	残留性: 大気
1, 3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	低(半減期 = 11.29 日)	低(半減期 = 3.35 日)

#### 生体蓄積性



成分	生物濃縮性
1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D)	低 (BCF = 7)

## 土壌中の移動性

成分	移動性
1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D)	低 (KOC = 80.77)

## 内分泌かく乱特性

データ無し

## その他の有害影響

このSDS内の1つあるいは複数の成分が、オゾン層破壊および/または光化学オゾン生成を引き起こす可能性がある。



## セクション13 廃棄上の注意

## 廃棄方法

製品/容器/包装の廃棄方法	
	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 容器は空であっても化学的な危険有害性を有していることがある。</li><li>▶ 可能な場合、適切な再使用/リサイクルのため、製造者に返送すること。</li></ul> 返送が不可能な場合: <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 残留物がなくなるまで十分に洗浄できない場合や、同一製品の保管に再使用できない場合には、再使用を防ぐために容器に穴を開け、認可を受けた埋立処分場に廃棄すること。</li><li>▶ 可能であれば警告ラベルおよびSDSを保管し、製品に関する注意事項を厳守すること。</li><li>▶ <b>器具の洗浄に用いた洗浄水は排水路に流入させないこと。</b></li><li>▶ 器具の洗浄に用いた洗浄水は、排出する前にすべて回収し適切な処理を施す必要がある。</li><li>▶ 下水道への排出は国内法規制の対象となることがあるため、常に、その国内法規制の要件を考慮しなければならない。</li><li>▶ 不明な点は、担当当局に問い合わせること。</li><li>▶ 可能な場合はリサイクルすること。</li><li>▶ 適切な処分方法が特定できない場合には、製造者にリサイクルの可否を問い合わせるか、都道府県・市町村に処分方法について問い合わせること。</li><li>▶ 廃棄方法: 化学物質および/または医薬品廃棄物の処分に関する認可を受けた埋立処分場に埋立、または認可を受けた処分施設で(適切な可燃性物質と混合させた後に)焼却処分すること。</li><li>▶ 空容器を除染すること。容器の洗浄および処分が終了するまで、表示されている安全規定を順守すること。</li></ul>

## セクション14 輸送上の注意

## 要求されるラベル

	
海洋汚染物質	

## 陸上輸送 (UN)

国連番号	2903
国連輸送名	その他の殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23°C以上60°C以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(部分一致1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D))
輸送時の危険性クラス	クラス 6.1 副次危険性 3
容器等級	II
環境有害性	環境に有害
使用者のための特別予防措置	特別規定 61; 274 制限容量 100 ml

## 航空輸送 (ICAO-IATA / DGR)

国連番号	2903
国連輸送名	その他の殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23°C以上60°C以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(部分一致1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D))
輸送時の危険性クラス	ICAO/IATAクラス 6.1 ICAO / IATA 副次危険性 3 ERGコード 6F

容器等級	II		
環境有害性	環境に有害		
使用者のための特別予防措置	特別規定	A3 A4	
	梱包指示 (貨物のみ)	662	
	最大数量/バック (貨物のみ)	60 L	
	旅客および貨物包装方法	654	
	旅客と貨物の最大個数/バック	5 L	
	旅客・貨物輸送機 制限容量 包装方法	Y641	
	旅客・貨物輸送機 最大制限容量 / 包装方法	1 L	

## 海上輸送 (IMDG-Code / GGVSee)

国連番号	2903		
国連輸送名	その他の殺虫殺菌剤類 (液体) (毒性かつ引火性のもの) (引火点が23° C以上60° C以下のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)(部分一致 1, 3-ジクロロプロペン (別名D-D))		
輸送時の危険性クラス	IMDGクラス	6.1	
	IMDG 副次危険性	3	
容器等級	II		
環境有害性	海洋汚染物質		
使用者のための特別予防措置	EMS番号	F-E, S-D	
	特別規定	61 274	
	制限容量	100 mL	

## MARPOL 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送

該当しない

## MARPOL 附属書 V 及び IMSBC コードによるばら積み輸送

製品名	グループ
1, 3-ジクロロプロペン (別名 D-D)	データ無し

## ICG コードによるばら積み輸送

製品名	輸送タイプ
1, 3-ジクロロプロペン (別名 D-D)	データ無し

## セクション15 適用法令

## 物質又は混合物に特有な安全、健康および環境に関する規制

## 1, 3-ジクロロプロペン (別名D-D) に関する適用法令

Japan Chemical Substances Control Law - Type II Monitoring Chemical Substances (before amendment)

Japan Chemical Substances Control Law - Type III Monitoring Chemical Substances (before amendment)

Japan Occupational Exposure Limits - Carcinogens

ケミカル フットプリント プロジェクト - 高懸念化学物質リスト

化管法 (令和4年度分までの排出量等の把握や令和4年度末までのSDS提供の対象)

化管法 (令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象)

国際がん研究機関(IARC) - IARCモノグラフにより分類された化学物質

国際がん研究機関(IARC) - IARCモノグラフにより分類された化学物質 - グループ 2B: ヒトに対して発がん性がある可能性がある

日本 労働安全衛生法

日本 労働安全衛生法 - 危険物

日本 労働安全衛生法 (ISHA) - 強い変異原性が認められた化学物質 / 既存化学物質

日本 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 - 旧第三種監視化学物質

日本 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 - 旧第二種監視化学物質

日本 化審法: (取消) 優先評価化学物質

日本 化審法: 既存化学物質 / 新規公示化学物質

日本 政府によるGHS分類

日本 安衛法: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

日本 毒物および劇物取締法 - 政令 (第2条) 劇物

労働安全衛生法	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 文書の交付	
	政令名称	政令番号
	1, 3-ジクロロプロペン	別表第9の256
	名称等を表示すべき危険物及び有害物	
	政令名称	政令番号
	1, 3-ジクロロプロペン	別表第9の256
	製造の許可を受けるべき有害物	
	政令名称	政令番号
	該当しない	該当しない
	関連する法令・条例	
危険物 - 酸化性の物	該当しない	

	危険物 - 引火性の物	規制	
	有機溶剤	該当しない	
	特定化学物質	該当しない	
PRTR - 化管法	分類	政令名称	政令番号
		1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D)	1-179
毒物及び劇物取締法	医薬用外劇物		
化審法	優先評価化学物質	該当しない	
	第1種特定化学物質	該当しない	
	第2種特定化学物質	該当しない	
	監視化学物質	該当しない	
	一般化学物質	1, 3-ジクロロプロペン	

### 国別インベントリ状況

国別インベントリ	状況
オーストラリア - AIIIC / オーストラリア非工業用	Yes
カナダ - DSL	No (1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D))
カナダ - NDSL	Yes
中国 - IECSC	Yes
欧州 - EINEC / ELINCS / NLP	Yes
日本 - ENCS	Yes
韓国 - KECI	Yes
ニュージーランド - NZIoC	Yes
フィリピン - PICCS	Yes
米国 - TSCA	Yes
台湾 - TCSI	Yes
メキシコ - INSQ	Yes
ベトナム - NCI	Yes
ロシア - FBEPH	Yes
凡例:	Yes = 全ての成分がインベントリに収載されている No = 記載されている成分はインベントリに収載されていない。これらの成分は対象外であるか、登録・届出が必要である

### セクション16 その他の情報

改訂日	29/06/2022
最初の発行日	21/10/2021

#### 連絡先

公益財団法人 日本中毒情報センター 中毒110番 大阪(365日, 24時間対応) 一般市民向け 072-727-2499 医療機関専用有料電話 072-726-9923 つくば(365日, 9~21時対応) 一般市民向け 029-852-9999 医療機関専用有料電話 029-851-9999

#### 他の情報

製品および各成分の分類は、公式かつ信頼性の高い情報源や、参考文献を使用したChemwatch分類委員会独自の評価によるものです。SDSはハザードコミュニケーションのツールであり、リスクアセスメントの一助として使用されるべきである。掲載されているハザードが、作業場やその他の環境においてリスクをもたらすか否かは、様々な要素により決定される。暴露シナリオを参照することにより、リスクが特定されることもある。使用規模、使用頻度および現行の設備管理も考慮しなければならない。

#### 定義および略語

- ▶ PC-TWA: 時間加重平均許容濃度
- ▶ PC-STEL: 短時間ばく露限界許容濃度
- ▶ IARC: 国際がん研究機関
- ▶ ACGIH: 米国産業衛生専門家会議
- ▶ STEL: 短時間ばく露限界値
- ▶ TEEL: 一時的緊急ばく露限度
- ▶ IDLH: 脱出限界濃度
- ▶ ES: ばく露基準
- ▶ OSF: 臭気安全係数
- ▶ NOAEL: 無毒性量
- ▶ LOAEL: 最小毒性量
- ▶ TLV: 許容濃度
- ▶ LOD: 検出限界値
- ▶ OTV: 臭気検知閾値
- ▶ BCF: 生物濃縮係数
- ▶ BEI: 生物学的ばく露指標
- ▶ AIIIC: オーストラリア工業化学品インベントリ
- ▶ DSL: 国内物質リスト
- ▶ NDSL: 非国内物質リスト
- ▶ IECSC: 中国現有化学物質名録

- ▶ EINECS: 欧州既存商業化学物質インベントリ
- ▶ ELINCS: 欧州届出化学物質リスト
- ▶ NLP: もはやポリマーとみなされない物質のリスト
- ▶ ENCS: E既存化学物質 / 新規公示化学物質
- ▶ KECI: 韓国既存化学物質目録
- ▶ NZIoC: ニュージーランド化学物質インベントリ
- ▶ PICCS: フィリピン化学品および化学物質インベントリ
- ▶ TSCA: 有害物質規制法
- ▶ TCSI: 台湾既存化学物質インベントリ
- ▶ INSQ: 国家化学物質インベントリー
- ▶ NCI: 国家化学品インベントリ
- ▶ FBEPH: ロシア 潜在的に有害性のある化学物質及び生物学的物質リスト

ChemwatchのAuthorITeで作成しました。